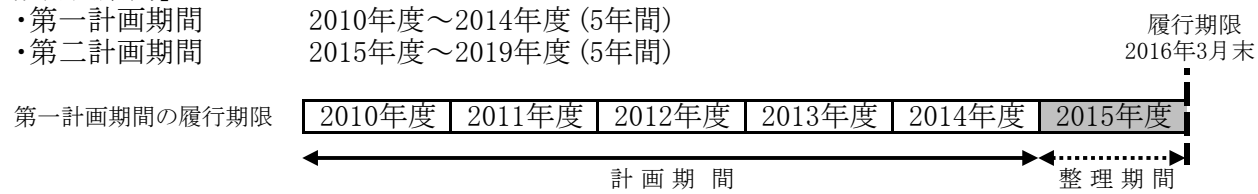


優良特定地球温暖化対策事業所 (トップレベル事業所等)

「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、「知事が定める基準」に適合すると知事が認めるとき、当該対象事業所の削減義務率を地球温暖化対策の推進の程度に応じて軽減する。

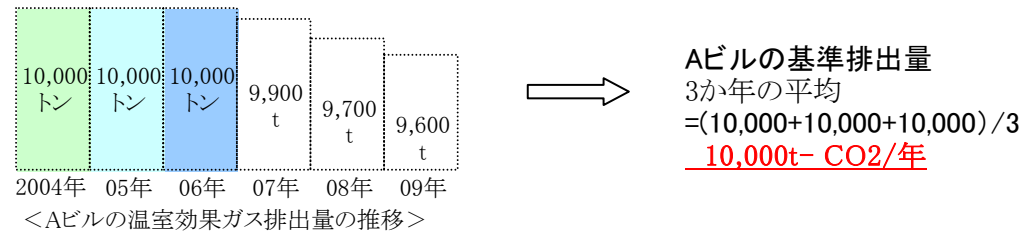
- ① 極めて優れた事業所 トップレベル事業所に認定 削減率を1/2に軽減
- ② 特に優れた事業所 準トップレベル事業所に認定 削減率を3/4に軽減

【削減計画期間】



【基準排出量】

原則、2002年度～2007年度までの間のいずれか連続する3か年度の平均値

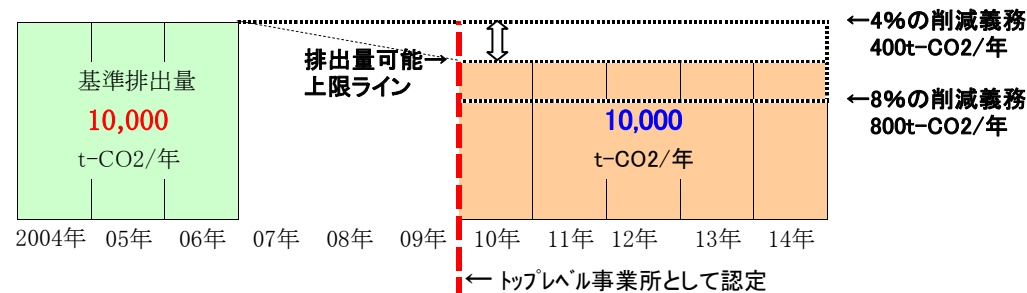


【削減義務率】

区 分		削減率
I-1	オフィスビル等(オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設)と地域冷暖房施設 「区分I-2」に該当するものを除く	8%
I-2	オフィスビル等のうち地域冷暖房を多く利用している事業所 地域冷暖房施設からの供給エネルギーが全エネルギー使用量の20%以上の事業所	6%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等	6%

【トップレベル事業所の削減義務】

2010年度から義務率 1/2のトップレベル事業所と認定された場合



① Aビル

2010年度～2014年度	排出量可能上限量	10,000t × 92% (削減義務 8%) × 5年間 = 46,000t
	削減量	50,000t - 46,000t = 4,000t … (A)

② Aビルが2010年度にトップレベル事業所と認定された場合

2010年度～2014年度	排出量可能上限量	10,000t × 96(削減義務 4%) × 5年間 = 48,000t
	削減量	50,000t - 46,000t = 2,000t … (B)

③ 認定のメリット試算(上記の(A)-(B))

2010年度～2014年度	削減量	4,000t - 2,000t = 2,000t ←認定のメリット
---------------	-----	------------------------------------------

因みに、排出量取引価格に換算すると、2,000t × 15(千円) ※/t = 30,000(千円)となります。

※ RPS法における太陽光発電に基づく環境価値の取引価格(2007年度)を基に試算した15千円/トンに基づき算出した参考値であり、実際は、当事者間の取引価格による。

【認定基準】 基本的な考え方

- ① 極めて取組が優れている事を公正かつ客観的に判断する。
- ② 一般的な管理面、設備の性能面、事業所及び設備の運用などの多様な評価項目を設定し、相当程度の高い取組状況にある事業所を特定できる事を基本に策定する。
- ③ 現時点で実用段階にある省エネルギー対策等を基本に設定する。
- ④ テナントビル、商業、医療、宿泊、教育施設を含む多様な用途の複数の事業所に対する試験実施結果を踏まえ、事業所の実態、特性や用途等の違いを考慮し、専門家の意見等も踏まえて作成する。

- ・ 地球温暖化対策の推進 ⇒ 228の評価項目
- ・ 対策の推進の程度 ⇒ 事業所の対策の取組状況を点数化
総合得点(各評価項目の合計得点)による絶対評価(最高点120点)
- ・ 認定基準は、省エネルギー技術に合わせて見直す。

【評価項目】

評価項目	必須項目	一般項目	加点項目	計
I 一般管理事項 (推進体制、コミッションニングなど)	23	4	1	28
II 建物及び設備性能に関する事項 (建物及び設備の省エネ性能)	26	39	45	110
III 事業所及び設備の運用に関する事項 (運用管理、保守管理)	25	56	9	90
合 計	74	99	55	228

- A 必須項目・・・全ての認定申請事業所において評価対象、トップレベル事業所等が必ず取り組むべきもの
- B 一般項目・・・全ての認定申請事業所において評価対象、トップレベル事業所等が優先的に取り組むべきもの
- C 加点項目・・・認定申請事業所において、取組を行なっているとき、評価の対象とするもの

【必須項目】

- ・ トップレベル事業所等には、継続的に削減対策を行なうための推進体制の整備、設備の管理業務等が十分に行われていること
- ・ トップレベル事業所等には、現時点で実用段階にある高効率機器が導入されていること
- I 一般管理事項・・・CO2削減推進会議の設置、図面・改修履歴等の整備、BEMSの導入
- II 建物及び設備性能に関する事項・・・高効率冷却塔の導入、高効率変圧器の導入、高効率空調機の導入
- III 事業所及び設備の運用に関する事項・・・燃焼機器の空気比の管理、居室の室内温度の適正化

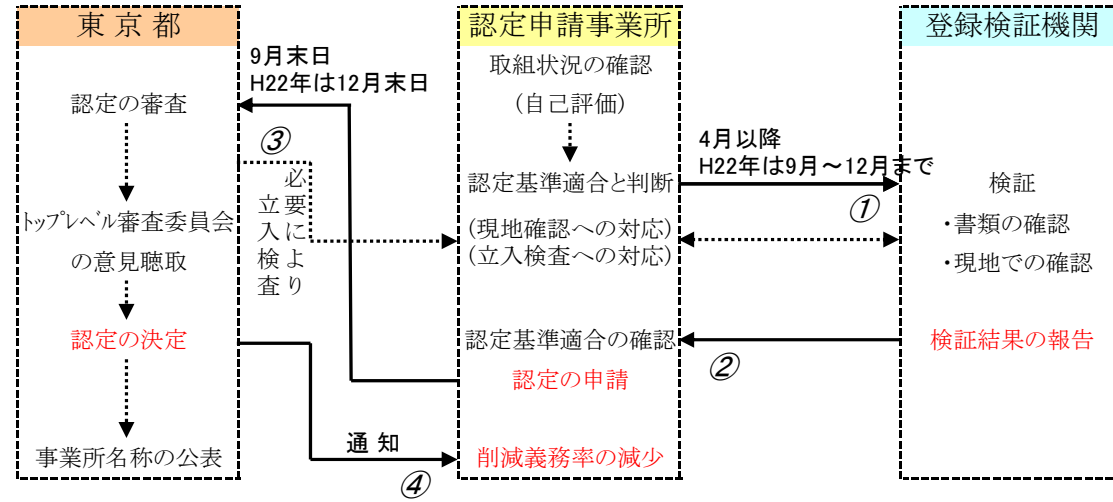
【総合得点の計算方法】

- ・ 総合得点 総合得点 = 基礎得点 + 加点項目の得点
基礎得点 = 必須項目の得点 + 一般項目の得点 = 100点
加点項目の合計は、20.0点を上限
 - ・ 配点
- | | |
|----------------------|-----|
| I 一般管理事項 | 10点 |
| II 建物及び設備性能に関する事項 | 60点 |
| III 事業所及び設備の運用に関する事項 | 30点 |

【トップレベル事業所等の要件】

- ・ トップレベル事業所
総合得点が **80点** 以上であること
必須項目について、評価点が **0点の項目が1つも無い**こと
- ・ 準トップレベル事業所
総合得点が **70点** 以上であること
必須項目について、評価点が **0点の項目が6つ以内**のこと

【認定の流れ】



【必須項目】

注) 色付項目は設備機器の設置年度により

トップレベル事業所・・・全て実施。準トップレベル事業所・・・6項目以内。 必須項目から一般項目および加点項目へ変更。

一般管理事項 (23項目)		事業所及び設備の運用に関する事項 (25項目)	
1	CO2削減推進会議の設置	14	ウォーミングアップ時の外気遮断制御の導入
2	CO2削減推進会議等の開催	15	エレベーター機械室の温度制御の導入
3	PDCA管理サイクルの実施体制の整備	16	電気室の温度制御の導入
4	図面・改修履歴等の整備	17	高効率照明器具の導入
5	設備台帳等の整備	18	高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯の導入
6	管理標準等の整備	19	照明の初期照度補正制御の導入 2012年以前
7	ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)の導入	20	照明のゾーンニング制御の導入
8	電力負荷状況・発電状況等の把握に 必要な計測・計量設備の導入	21	高効率変圧器の導入 2007年以前
9	エネルギー消費先別の使用量把握に 必要な計測・計量設備の導入	22	力率改善制御システムの導入
10	系統別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	23	高効率給水ポンプの導入 2012年以前
11	エネルギー供給設備の分析に 必要な計測・計量設備の導入	24	大便器の節水器具の導入
12	管理日報・月報・年報の作成	25	エレベーターのVVVF制御方式の導入
13	エネルギー消費特性の把握	26	エレベーターの群管理制御の導入
14	エネルギー消費原単位の算出及び管理	事業所及び設備の運用に関する事項 (25項目)	
15	CO2排出量の管理	1	燃焼機器の空気比の管理
16	CO2削減目標等の設定	2	蒸気ボイラーの設定圧力の適正化
17	CO2削減対策の計画	3	部分負荷時の熱源運転台数の適正化
18	CO2削減対策の実績の集約と評価の実施	4	冷凍機の冷却水温度設定値の調整
19	エネルギー供給設備等の運転解析の実施	5	部分負荷時の空調用ポンプ運転台数の適正化
20	改善策の立案・実施	6	室使用開始時の空調起動時間の適正化
21	保守・点検計画の策定	7	CO2濃度・外気温湿度による外気取入量の調整
22	保守・点検計画の実施	8	居室の室内温度の適正化
23	保守・点検の実施記録の保存	9	ファンの間欠運転の実施
建物及び設備性能に関する事項 (26項目)		10	照明の消灯が可能な室の消灯に関する 啓発活動・巡回点検の実施
1	高効率熱源機器の導入 2012年以前	11	照度条件の緩和
2	高効率冷却塔の導入 2012年以前	12	給水圧力の管理
3	高効率空調用ポンプの導入 2012年以前	13	貯湯温度設定の緩和
4	蒸気ボイラーのエコノマイザーの導入	14	外部に面している出入口の開閉の管理
5	大温度差送水システムの導入 2012年以前	15	冷凍機のコンデンサ・エバポレータの清掃
6	水搬送経路の密閉化 2012年以前	16	燃焼機器の伝熱面の清掃・スケール除去
7	蒸気弁・フランジ部の断熱	17	熱交換器の清掃
8	熱源の台数制御の導入	18	熱源用制御機器の点検
9	冷却塔ファン等の台数制御又は発停制御の導入	19	冷却塔の充填材の清掃
10	空調2次ポンプ変流量制御の導入	20	冷却水の適正な水質管理
11	高効率空調機の導入 2012年以前	21	制御バルブ等の作動チェック
12	高効率パッケージ形空調機の導入 2012年以前	22	センサー類の精度チェック
13	高効率ファンの導入 2012年以前	23	制御ダンパ等の作動チェック
		24	空調機・ファンコイルユニット等のフィルターの清掃
		25	照明用制御設備の作動チェック